

## はじめに

本書では、相続人不存在の場合の財産管理人（民法951条以下）を「相続財産管理人」と整理しています。また、家庭裁判所が不在者のために選任する財産管理人（民法25条以下）を「不在者財産管理人」と整理しています。

近年、社会情勢の変化もあり、家庭裁判所が選任するこれら財産管理人の需要が増えています。たとえば、所有者不明、不在の空き家対策に一役買うのではないかと社会的な関心も寄せられています。今後、益々、財産管理人の選任数は増えていくでしょう。

これら財産管理人の多くは法律家（弁護士）が選任されています。弁護士は、社会正義を使命として誠実な業務遂行をしなければなりません（弁護士法1条）。弁護士の有するだろう深い教養と高い品性（弁護士法2条）に期待されているのです。

とはいえ、いずれも民法典に記載される重要な制度でありながら、よくわからないという方も多いかもかもしれません。条文数は多くはありませんが、実務家にとって明確な指針も少なく、判断や処理に迷うことが多いのも事実です。

本書では、まず、初めて選任されるだろう若手弁護士向けに実務の初歩的な部分にも多く触れ、基本的な部分を中心に整理しました。そして、筆者が取り扱ってきた事案、多数の弁護士から得た情報や意見、各種研修会、家庭裁判所より示唆を受けて蓄積した情報を整理し、この本1冊で相続財産管理人や不在者財産管理人業務が遂行できるように実務的な情報にも多く触れるようにしました。

弁護士業務の基本にも配慮しつつ作成したため物足りない部分があるかもしれませんが、本書の趣旨にもご理解いただけますと幸いです。

令和3年1月吉日

弁護士 吉村 孝太郎

# 1 相続財産管理人の実務とノウハウ

- **相続人不存在の相続財産管理人の概要** ————— 8  
相続人不存在の相続財産管理人の概要について、まず教えてください。
- **選任までのプロセス** ————— 18  
相続財産管理人はどのようにして選任されるのでしょうか。
- **受任後の業務と流れ** ————— 30  
相続財産管理人に選任されたら、まず何をしたらよいのでしょうか。
- **相続財産調査** ————— 50  
相続財産の調査はどの程度行えばよいのでしょうか。
- **相続財産管理** ————— 60  
相続財産管理人の財産管理権限はどのようなものですか。  
相続財産管理人がすべきことはありますか。
- **相続財産の財産別管理方法** ————— 70  
相続財産管理のコツを教えてください。
- **相続債権者および受遺者に対する  
請求申出の催告** ————— 80  
相続債権者および受遺者に対する請求申出の催告は誰がどのように実施するのですか。
- **相続人搜索の公告** ————— 104  
相続人搜索の公告は誰がどのように実施するのですか。

■ **相続財産の処分** ————— 114

相続財産管理人は相続財産を処分することができるのでしょうか。

■ **特別縁故者に対する相続財産分与** ————— 130

特別縁故者に対する相続財産分与の申立てがありました。相続財産管理人は何をしたらよいのでしょうか。

■ **報 酬** ————— 146

相続財産管理人は報酬をどのようにして貰うのですか。

■ **国庫納付** ————— 152

すべての公告の手続きが済み、相続財産が残っています。相続財産の国庫納付のポイントについて教えてください。

■ **業務終了事由** ————— 156

相続財産管理人の業務はどのような場合に終了しますか。

■ **辞 任** ————— 158

留学が決まったので弁護士登録を抹消しようと思います。相続財産管理人を辞任することはできますか。

## 2

# 不在者財産管理人の実務とノウハウ

- **不在者財産管理人（民法 25 条 1 項）の概要** - 162  
不在者財産管理人の概要について、まず教えてください。
- **選任までのプロセス** ————— 168  
不在者財産管理人はどのようにして選任されるのでしょうか。
- **受任後の業務と流れ** ————— 176  
不在者財産管理人に選任されたらまず何をしたらよいのでしょうか。
- **不在者財産管理** ————— 182  
不在者財産管理人の財産管理において特殊な点がありますか。
- **不在者の財産別管理方法** ————— 188  
不在者の財産管理のコツを教えてください。
- **不在者本人の所在の把握** ————— 192  
不在者管理人は、不在者本人の所在をどの程度、調査すべきでしょうか。
- **不在者財産の処分** ————— 194  
不在者財産管理人が不在者財産を処分する場合の注意点はありますか。

■ **報 酬** ————— 204

不在者財産を処分したため財産がなくなりました。不在者財産管理人の報酬は貰えるのでしょうか。

■ **業務終了事由** ————— 208

不在者財産管理人の業務はどのような場合に終了しますか。

■ **失踪宣告** ————— 214

不在者財産管理人が失踪宣告申立をする場合の注意点を教えてください。

■ **辞 任** ————— 236

別の人に不在者財産管理人の地位を譲りたいと考えています。不在者財産管理人を辞任することはできますか。

# 1

## 相続財産管理人の 実務とノウハウ

相続財産管理人に選任されたときに  
具体的にどのような流れで事件処理が進んでいくのか、  
どのような業務に従事していくのか  
経験がないとわからないことも多いと思います。  
本章では、事件処理にあたっての基礎知識を踏まえつつ  
実務的な事件処理のノウハウをまとめました。

# 相続人不存在の相続財産管理人の概要

相続人不存在の相続財産管理人の概要について、まず教えてください。

## 相続財産管理人の種類

実は民法典に規定される相続財産管理人は、相続発生後の相続財産管理のための相続財産管理人（民法918条2項）、相続人が限定承認した際に選任される相続財産管理人（民法936条1項）、相続放棄後の管理のための相続財産管理人（民法940条2項）、財産分離請求後の相続財産管理人（民法944条1項ただし書）など複数あります。

本書では、近時その選任数が増大している相続人不存在の相続財産管理人（民法952条1項）について整理しています。弁護士実務では選任申立に関わることも多いです。もちろん、他の根拠に基づく相続財産管理人に就任された場合でも、相続財産を管理する点では同様です。本書が参考になる部分があると思います。

## 相続人不存在の相続財産管理人とは

相続人のあることが明らかでない場合に、利害関係人の申立てによって選任される相続財産管理人です。その相続財産は法人と規定され、相続財産法人の管理人（代表者）として業務が予定されています（民法951条、952条1項）。

相続財産管理人は、家庭裁判所の監督下で相続財産を管理、清算して、権利者に財産を引き継ぎ、国庫に納付するなどの業務を担います。

- ☑ 相続が発生した場合において「相続人のあることが明らかでないとき」に選任されます。
- ☑ 相続財産法人の代表者として選任され、家庭裁判所の監督下で相続財産の管理、特別縁故者に対する相続財産分与、国庫納付などの業務に従事します。
- ☑ 公告の手続きが実施されます。

それら業務は公告の手続きとともに進みます（民法952条2項など）。

相続財産管理人として選任された弁護士は相続財産法人という独立した主体のために活動します。相続財産管理人の業務は、不在者財産管理人の条文（民法27条～29条）が準用されています。実務上、両者は類似する点もたくさんあります。いずれかの経験は他方に役立ちます。

【民法 951 条（相続財産法人の成立）】

相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

【民法 952 条（相続財産の管理人の選任）】

- 1 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。
- 2 前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。

【民法 953 条（不在者の財産の管理人に関する規定の準用）】

第27条から第29条までの規定は、前条第1項の相続財産の管理人（以下この章において単に「相続財産の管理人」という。）について準用する。



### 【弁護士が関わる財産管理人】

弁護士が裁判所から選任されて、他人の財産管理に関わる仕事はたくさんあります。本書で述べる相続財産管理人や不在者財産管理人のほかにも代表的なものとして、成年後見人、遺言執行者、破産管財人、清算人、特別代理人、一時取締役などです。

いずれも裁判所が選任することが多いですが、その際、弁護士が選任されることも多いものです。第三者的な立場からその職責を果たす必要がある点において、いずれも通じる点があります。そして、財産管理人の業務は、他人の財産を一定の期間管理して法律関係を整理することです。これらの経験は弁護士としてのスキルアップにも役立ちます。チャンスがあれば逃げずに就任されることをお勧めします。

## 相続財産管理人の特徴

### 家庭裁判所の監督下での業務

相続財産管理人の業務は、家庭裁判所の監督下に置かれつつ、相続財産法人の財産を公正な立場で管理することが求められています。

相続人のあることが明らかでない相続財産（法人）のために行動することが求められた業務です。相続財産管理人は、家庭裁判所に監督される公正な立場にあることを肝に銘じながら、法令に沿って業務を遂行します。

通常の依頼者の代理業務を中心とする弁護士業務とは違った特殊な業務といえるでしょう。

### 一定の権限があること

相続財産管理人の業務は、財産管理以外にも、相続財産の換価、弁済、配当、特別縁故者に対する相続財産分与手続への関与、残余財産

の国庫納付など多様な業務が予定されています。

相続財産管理人が自ら主体となって手続きを進め、相続財産にまつわる業務に従事します。一定の裁量がありますから、自らの判断で業務を進めることができます。ときには家庭裁判所との協議で理解を得て進めます。家庭裁判所の許可を得つつ、自らの業務遂行に問題のないことを確認しながら業務に従事することができます。

もちろん、責任が伴いますが、大変やりがいのある業務です。

### 社会経済に資する業務であること

相続財産管理人は財産管理業務や清算業務を担います。

相続財産管理人は、そのまま放置されかねなかった相続財産を活かすことが可能となります。その意味で社会経済に資するもので、業務内容それ自体に社会的意義があり、充実感を味わえる業務です。

近時、相続財産管理人制度の積極的活用の流れも見受けられます。いわゆる空き家、廃屋問題に関し、社会の関心が向けられるようになりました。相続財産管理人の選任数が増大傾向にあるなか、弁護士にとってはビジネスチャンスともいえます。

### スキルアップのチャンス

相続財産管理人は、相続財産の内容や利害関係人の意向、相続財産法人を取り巻く状況の変化に応じて柔軟な対応をすることが期待されています。弁護士としての知見をフル活用して対応することも必要です。

裏を返せば、若手弁護士にとってはスキルアップのチャンスです。判断に困ったり、迷ったりした場合、自らを監督する家庭裁判所に相談しながら多様な業務に関わることができます。

相続財産管理人の業務終了時の達成感は非常に大きいと思います。

## 弁護士報酬

相続財産管理人の仕事は、一定の報酬が約束されています。

相続財産管理人選任の際、選任申立人には予納金を納付することが求められています。数十万円から百万円前後に及ぶ予納金です。この予納金は実務的には相続財産管理人の報酬の担保として納付されます。

また、管理した相続財産が多額に及ぶ場合には、予納金にかかわらず相続財産の中から報酬が支払われます。

報酬は後払いが原則となりますが、弁護士にとって報酬の支払いが約束された仕事は有難いものです。

このように公正の立場で法律家としての知見を活かしつつ、自らの判断で業務を遂行できるのが相続財産管理人の仕事です。

弁護士資格の重責を感じながら、自らの裁量で業務を進めることができ、社会経済にも資する相続財産管理人の業務はとても面白い仕事なのです。そのうえ、報酬が支払われるのですから、弁護士業務としては理想的な仕事の1つといえるのではないのでしょうか。

【所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法】

所有者不明土地の増加を背景として、公共事業の推進などにおいて円滑な事業実施、所有者不明土地の利用の円滑化のために制定され、令和元年6月より全面施行されています。

所有者不明土地を円滑に利用する仕組み、所有者の探索を合理化する仕組み、所有者不明土地を適切に管理する仕組みを整えるための法律です。そして、この法律では、民法の特例として、国の行政機関の長、地方公共団体の長に、相続財産管理人と不在者財産管理人の選任申立権が付与されました。

今後、ますます相続財産管理人や不在者財産管理人の選任事案が増えるものと予測されます。

## 【所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 38 条】

国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法第 25 条第 1 項の規定による命令又は同法第 952 条第 1 項の規定による相続財産の管理人の選任の請求をすることができる。

## 相続財産管理人が選任されるケース

相続財産管理人は「相続人のあることが明らかでないとき」（民法951条）に選任されます。

具体的には、（１）戸籍上、相続人が不存在である場合、（２）法律上の制度の適用により相続人が不存在となった場合が考えられます。

また、問題となる場面として（３）戸籍上の相続人は存在するものの、相続人が相続手続に応じてくれない場合が考えられます。

### 戸籍上、相続人が不存在である場合

日本における相続手続は、戸籍で相続人を確定させることで手続が進められています。戸籍上、相続人が不存在であれば、「相続人のあることが明らかでないとき」となります。

少子高齢化、未婚率の増加などの影響で、被相続人に相続人がいないというケースが増えています。相続人ではない親族が相続財産を預かっており取扱いに困っていたり、特別縁故者として相続財産の分与を受けたいと考えて申し立てたりします。

これらケースの場合、相続人のいないことがわかっていた被相続人においては、遺言を作成することで相続財産を受遺者に残すことができます。しかし遺言が厳格な要式制度であり、遺言作成のハードルが高く活用しきれていないという背景事情もあります。

## 著者略歴

### 弁護士 吉村 孝太郎（よしむら こうたろう）

埼玉弁護士会所属。慶應義塾大学法学部卒業。2007年司法修習終了・同年弁護士登録。弁護士登録以来、埼玉県川口市内で弁護士業務に従事している。中小企業のコンプライアンス整備などの企業法務、労働問題、請負代金トラブルなどの一般民事事件、離婚、相続などの家事事件など幅広い分野に携わる。近年、破産管財人、清算人、仮取締役、相続財産管理人、不在者財産管理人、成年後見人などに選任されることが多い。

執筆として「ビジネスガイド」（日本法令）、監修として「中小建設業の労務管理と経営改善」（日本法令）などがある。